

令和7年度 前期 ビジネス・キャリア検定試験

企業法務・総務分野
2級 企業法務（取引法務）

試験問題

(24ページ)

1. 試験時間 110分

2. 注意事項

- (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
- (2) 表紙に記載されている試験区分名が、申請している試験区分名と同じか確認してください。申請している試験区分と異なる試験区分を受験した場合は採点できず、不合格となりますので、ご注意ください。なお、試験開始後に申し出られても、試験時間の延長はできません。
- (3) 試験問題は、40題あります。
- (4) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
（配 点）問題1～問題40 各2.5点 合計100点
（合格基準）試験全体として概ね60%以上の正答。
- (5) 関係法令、会計基準、JIS等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和7年5月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
- (6) マークシートにマークする際には、HB又はBの黒鉛筆で、はっきりとマークしてください。それ以外は使用しないでください。なお、訂正する場合は、採点の際にマークシートの誤読の原因となることがありますので、きれいに消してください。
- (7) 計算等が必要な場合は、問題用紙の余白を使用してください。
- (8) 問題番号及び問題文に従って正解と思われるものを1つだけ選んで間違えないようにマークしてください。
- (9) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- (10) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
- (11) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
- (12) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
- (13) 試験終了後、マークシートを必ず提出してください。ただし、試験問題は、持ち帰ることができます。なお、マークシートが提出されていない場合は、失格となります。
- (14) カンニング行為（他の受験者の答案等を見ること・他の受験者に答えを教えること・他者から答えを教わること・指定されたもの以外のものを机上に置くこと等）、替え玉受験、不正行為と疑われるような紛らわしい態度をとる行為、他の受験者の迷惑となる行為、係員の指示に従わない場合などは、不正行為とみなされます。不正行為とみなされた場合は、直ちに退場となり、当該期に受験する試験区分のすべてが失格となります。
- (15) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。

問題文中、次の法令は略称で記載されています。

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 → 独禁法
- ・特定商取引に関する法律 → 特商法

問題1 取引基本契約に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. いわゆる取引基本契約は、取引の基本となる重要な事項を定める契約であることから、新たな取引先と取引を開始する際には事前に締結することが望ましい。取引基本契約を締結せずに注文書、注文請書を取り交わすことにより、法的には売買契約は成立するが、注文書、注文請書に記載のない事項については、何ら取決めがされていないことになり、当事者間で後日紛争が発生した場合には、両者の権利義務関係がいかなるルールに基づき規律されるかが不明確になる。
- イ. 株式会社Aが株式会社Bに対して商品Xを継続的に販売している場合といえども、取引基本契約を締結していない場合は、株式会社Bが株式会社Aに対し、商品Xの注文書を送付したとしても、株式会社Aから当該注文書を承諾する旨の通知を発しない限り、当該注文書に基づく売買契約は成立しない。
- ウ. 取引基本契約において、注文書発行から一定期間経過後に、相手方から諾否の通知がない場合には、当該注文書の効力を失うものとみなす旨の条項を定めたとしても、継続的取引を尊重する取引基本契約の趣旨に反することから無効である。
- エ. 取引基本契約の内容と取引基本契約に基づき締結される個別契約の内容に相違がある場合は、取引基本契約が一般法、個別契約が特別法にあたり、特別法優先の原則が適用されるため、取引基本契約の内容が個別契約の内容に優先すると定めることは許されない。
- オ. 株式会社Cと株式会社Dとの間で取引基本契約を締結していないくとも、長期間継続して売買取引を行っている場合において、売主である株式会社Cが正当な理由なく、突然、株式会社Dからの注文を一切受け付けないと申し入れることにより、株式会社Dに損害が発生したときは、株式会社Cには株式会社Dに対する損害賠償責任が発生する。

問題2 以下に示す<事例>に基づいた場合、販売代理店契約に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

A社は、日本における自転車部品メーカーとして最大手であり、部品Xの日本におけるA社の市場シェアは約40%である。このたび、販売代理店B社がA社との間で、いわゆる売買契約型の販売代理店契約を新たに締結することになった。

- ア. A社が特定の地域における販売代理店としてB社を起用する旨を定める販売代理店契約において、A社がB社に対して当該販売地域以外における販売を禁止する条項を設けたとしても、法律上何ら問題はない。
- イ. A社が特定の地域における販売代理店としてB社を起用する旨を定める販売代理店契約において、B社に対して部品Xと類似又は競合する製品の販売を禁止する条項を設けたとしても、法律上何ら問題はない。
- ウ. A社が特定の地域における販売代理店としてB社を起用する旨を定める販売代理店契約において、B社の最低販売数量及び販売数の報告義務を定める条項を設けること自体は禁止されるものではない。
- エ. A社が特定の地域における販売代理店としてB社を起用する旨を定める販売代理店契約において、B社が二次代理店を起用する場合には、事前にA社の書面による承諾を得なければならない旨の条項を設けることは、B社の事業活動を不当に制限するものとして許されない。
- オ. A社が特定の地域における販売代理店としてB社を起用する旨を定める売買契約型の販売代理店契約においては、特別の定めがない限り、B社は在庫リスクを負うものではなく、売れ残りが発生した場合はA社に対して買戻しを要求することができる。

問題3 特許ライセンス契約又はノウハウライセンス契約の改良技術条項に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 特許ライセンス契約において、ライセンシーが改良発明をライセンサーに無償で譲渡する義務を負う条項は、独禁法の不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当する可能性が高い。
- イ. 特許ライセンス契約において、ライセンシーが改良発明をライセンサーに無償で独占的ライセンス（ライセンシー自らは実施しない）をする義務を負う条項は、独禁法の不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当する可能性が高い。
- ウ. ノウハウライセンス契約において、ライセンシーが改良発明をライセンサーに無償で独占的ライセンス（ライセンシー自らは実施しない）をする義務を負う条項は、独禁法の不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当しない可能性が高い。
- エ. ノウハウライセンス契約において、ライセンシーが改良発明をライセンサーに相当の対価をもって譲渡する義務を負う条項は、独禁法の不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当しない可能性が高い。
- オ. 特許ライセンス契約において、改良発明をライセンサー及びライセンシーの共有とする条項は、独禁法の不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当する可能性がある。

問題4 以下に示すソフトウェアの利用許諾に関する<文章>において、(A)に入り得ない<語群>だけを選んだ組合せとして適切なものは、次のうちどれか。

<文章>

インターネットの普及と通信環境の劇的な向上により、ソフトウェアのライセンスに関しても新たな形態が生じている。すなわち、ソフトウェアを顧客のコンピュータ上に複製・インストールして利用することを許諾するという従前の形態よりも、サービス提供者がインターネットに接続されたサーバー上で提供するソフトウェアを顧客が自己のコンピュータ端末を通じて操作し、その実行結果を得る形態の方が増えてきている。いわゆるアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）やクラウド・サービスといわれる形態である。

ソフトウェアの使用を許諾するという本質自体は従前と変わることはないが、契約の作成・審査にあたっては、ソフトウェアを顧客の端末にインストールすることを前提に構築してきた従前の考え方とらわれず、サービス提供者のサーバー上で動作するソフトウェアを使用することを許諾するという実態に応じた契約条項の作成・審査が必要となる。より具体的には、例えば(A)などの点に注意が必要である。

<語群>

- ①：対価の取決めにあたり、サービスを利用する（サーバーに接続する）ための識別符号（ID・パスワード）の数を考慮する必要がある。
 - ②：対価の取決めにあたり、ソフトウェアを利用する期間は問題とならない。
 - ③：対価の取決めにあたり、ソフトウェアを複製する数は問題とならない。
 - ④：ソフトウェアが顧客に成りすました第三者によって利用された場合の責任分担を明確にする必要がある。
 - ⑤：インターネットの通信環境から生じる問題について、サービス提供者と顧客との責任分担を明確にする必要がある。
 - ⑥：停電や天災の場合等にサーバーが停止した場合の責任の取決めが必要である。
 - ⑦：ソフトウェアが企図どおりの実行・処理をしなかったことから生じる損害は問題とならない。
 - ⑧：顧客のコンピュータ端末が備えるべき仕様については問題とならない。
 - ⑨：ソフトウェアの実行から得られたデータの保管（バックアップ）についての責任分担を明確にする必要がある。
- ア. ①、④、⑦
イ. ②、⑤、⑥
ウ. ②、⑥、⑧
エ. ②、⑦、⑧
オ. ③、⑦、⑨

問題5 フランチャイズ契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. コンビニエンスストアのフランチャイズ契約において、フランチャイジーが商品の全量をフランチャイザーから仕入れている場合においても、フランチャイザーは、フランチャイジーが販売する商品の小売価格の最低金額を設定することはできない。
- イ. 健康食品販売のフランチャイズ契約において、フランチャイザーが、フランチャイジーによる店舗設置が可能な都道府県を指定したとしても、独禁法上の不公正な取引方法に当然に該当するわけではない。
- ウ. コンビニエンスストアのフランチャイズ契約において、フランチャイジーの店舗の清掃、内外装工事等の依頼先について、本部又は本部の指定する事業者とのみ取引させることとしたとしても、独禁法上の問題とはなり得ない。
- エ. コンビニエンスストアのフランチャイズ契約において、フランチャイザーがフランチャイジーに対し、過大な売上見込数值を提示して、フランチャイズ契約の締結を勧誘している場合、経済産業大臣は、関連法令に基づき、フランチャイザーに対して是正を勧告することができる。
- オ. シェア8%、業界第4位の化粧品メーカーが、化粧品販売のフランチャイズ契約を行う場合、フランチャイジーが当該化粧品と競合する他社製品を取り扱うことを禁止したとしても、独禁法上の不公正な取引方法に当然に該当するわけではない。

問題6 事務機器・機械器具・製造設備など（以下「物件」という。）を導入しようとする企業（以下「ユーザー」という。）が、その物件を販売店又はメーカーなどの供給者（以下「サプライヤー」という。）から調達する場合に、リース会社が、ユーザーに代わって当該物件をサプライヤーから購入し、これを一定期間ユーザーに賃貸するという取引（以下「ファイナンス・リース取引」という。）の特徴に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. ファイナンス・リース取引は、リース会社がユーザーに対して物件の賃貸借の形式をとるため、賃貸借契約の一種だと解釈されている。賃貸借契約は民法の典型契約13類型のうちの1つである。
- イ. ファイナンス・リース契約は、契約自由の原則の下に、ファイナンス・リース取引の実態、取引慣行、趣旨などを十分配慮しつつ解釈される。代表的なものとしては、公益社団法人リース事業協会が作成・発表するリース標準契約書の各条項が、ファイナンス・リース契約の当事者の権利・義務を規定している。
- ウ. ユーザーが物件導入をするにあたり、サプライヤーと価格交渉などを行い、実際の取引は、リース会社とのファイナンス・リース契約に基づいて行われる。したがって、物件の所有権はリース会社に帰属し、ユーザーは、単に物件の利用者にすぎない。
- エ. ファイナンス・リース契約の場合、中途解約できないことがほとんどである。物件が陳腐化し、使用に耐えられなくなった場合であっても、リース期間満了まで中途解約はできず、約定どおりのリース料を支払わなければならない。
- オ. 天災地変等不可抗力でリース物件が毀損し、滅失する危険はユーザーの負担であり、当該不可抗力によって物件が毀損・滅失した場合、リース会社は物件所有者として損害を被るが、危険負担はユーザーが負うので損害はユーザー負担となる。

問題7 外国籍従業員との雇用契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 日本国内の事業所において外国籍従業員を雇用する場合、雇用契約の準拠法として、当該外国籍従業員の国籍保有国の法令を準拠法として選択することができる。
- イ. 日本国内の事業所において外国籍従業員を雇用する場合、雇用契約の準拠法として、日本法を準拠法として選択することができる。
- ウ. 日本国内の事業所において外国籍従業員を雇用する場合においても、日本の労働基準法が適用される。
- エ. 日本国内の事業所において外国籍従業員を雇用する場合においても、日本の労働契約法が適用される。
- オ. 外国籍企業の日本国内事業所における当該外国籍従業員との間の雇用契約においては、外国籍企業と同一の外国籍自然人との間における契約関係であるため、原則として日本の最低賃金法は適用されない。

問題8 定型約款に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 定型約款は、企業と消費者の取引にのみ適用されるものであり、企業間取引に適用されることはない。
- イ. 民法上の定型約款に関する規定も消費者契約法上の規定も、共に消費者保護のために制定されたものであることから、特定の条項について民法上の定型約款に関する規定の適用がある場合には、当該条項について消費者契約法は適用されない。
- ウ. 民法改正により定型約款に関する条項が加えられたことから、民法の定める一定の要件を満たす場合は、定型約款の準備者が一方的に定型約款を変更することにより契約の内容を変更することができるよう明確化された。
- エ. 定型約款を契約の内容とするためには、①定型約款を契約の内容とする旨の合意があったことと、②取引に際して定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ相手方に表示しておくことの双方の要件を満たす必要がある。
- オ. 雇用主が従業員と締結する雇用契約についても、あらかじめ雛形を設けて約款という名称を付していれば、民法上の定型約款に関する条項が適用される。

問題9 一定の契約条件が独禁法に抵触するか否かに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. インターネットを用いた音楽配信業務において、コンテンツ提供者が、音楽配信ポータルサイトを運営するプラットフォーム事業者との間で、コンテンツ提供者が指示する価格で音楽配信することを定めた販売委託契約（楽曲のアップロード及び代金徴収業務のみを委託する契約）を締結することは、実質的にはコンテンツ提供者が自らの保有する楽曲を利用者に直接提供するものと認められることから、直ちに独禁法上の問題となるものではない。
- イ. 光学センサーメーカーが、その製造技術を映像撮影機器メーカーにライセンスする場合において、ライセンス契約上、ライセンスされた製造技術を用いた製品について、その販売価格を指示したとしても、ライセンス契約であることから、独禁法上の不公正な取引方法に該当することはない。
- ウ. オーディオ機器メーカーが、新製品の発売に合わせ、在庫となっている旧製品の販売を促進するため、小売店に対し、旧製品を一定数量購入する場合には、新製品の卸売価格を値引きするとの契約を締結することは、仮に旧製品と新製品が別個に購入可能であるとしても、独禁法の禁じる抱き合わせ販売に該当し、許されない。
- エ. 著名なキャラクターの著作権を有する出版社が、当該キャラクターを用いた玩具の製造を玩具メーカーにライセンスする場合において、ライセンス契約上、当該キャラクターを用いたライセンス対象製品の日本国外への輸出を禁止することは、ライセンサーの事業活動を不当に拘束するものであり、独禁法の禁ずる不公正な取引方法に該当する。
- オ. 自動車メーカーが、100%株式を保有する完全子会社である自動車販売会社に対し、自動車を卸売りする際に、自動車の販売価格について親会社の指示に従うべき旨の契約条件を設けることは、独禁法の禁じる再販売価格拘束に該当し、許されない。

問題10 特商法及び消費者契約法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 特商法の対象となる取引類型には、「訪問販売」、「通信販売」、「電話勧誘販売」、「業務提供誘引販売取引」、「訪問購入」などがある。
- イ. 事業者の故意・重過失に基づく債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任を免除する条項は、賠償する責任の全部を免責する条項ではなく、責任免除の範囲が一部であれば、消費者契約法に違反しない。
- ウ. 消費者があらかじめ承諾した場合でない限り、通信販売に関する電子メール広告を送信することは特商法施行規則に定める一定の例外を除き禁止される。
- エ. 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免責する条項は、消費者契約法によって、無効となる。
- オ. 「通信販売」には、インターネット上のWebサイトに掲出された広告等を見た消費者が、郵便や電話、インターネット等で購入の申込みを行う取引も含まれる。

問題11 ライセンス契約上の知的財産権に関する取決めの記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーの有する商標の使用に加えて、ライセンサーが指定する特定の商標の使用を義務付ける条項は、原則として独禁法で禁止されている不公正な取引方法に該当しない。
- イ. ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対し、原材料・部品その他ライセンス技術を用いて製品を供給する際に必要なもの（役務や他の技術を含む。）の品質又は購入先を制限する条項は、独禁法で禁止されている不公正な取引方法に該当する可能性がある。
- ウ. ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対し、当該技術を利用して製造する製品の製造数量の上限を定めることは、市場全体の供給量を制限する効果がある場合には権利の行使とは認められず、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する。
- エ. ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対し、当該技術を利用する期間を限定する条項は、原則として独禁法で禁止されている不公正な取引方法に該当しない。
- オ. ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーがライセンス契約締結前から保有する全部又は一部の権利をライセンサーに対して行使しない義務を課す条項は、ライセンサーが当然有する権利を定めたものであることから、独禁法で禁止されている不公正な取引方法には該当しない。

問題12 ソフトウェア開発会社A社とタクシー会社B社は、A社が知的財産権を保有する自動車用ナビゲーションソフトウェアのタクシー運行事業のための利用をB社に許諾するライセンス契約（以下「本契約」という。）を締結している。本契約上のB社の地位がC社に引き継がれるか否かに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. A社とB社は、共同株式移転により持株会社C社を設立し、A社及びB社はC社の完全子会社となった。本契約は混同により消滅する。
- イ. B社は、タクシー運行事業をC社に事業譲渡した。本契約上のB社の地位は、原則として特段の行為なくC社に移転する。
- ウ. B社とC社は、B社タクシー運行事業を分割し、C社に承継させる吸収分割契約を締結し、効力も発生した。当該吸収分割契約の対象に本契約が含まれていた場合、本契約上のB社の地位は、原則として特段の行為なくC社に移転する。
- エ. B社は、タクシー運行事業を分割し、新設するC社に事業を承継させる新設分割を行い効力も発生した。当該新設分割計画の対象に本契約が含まれていた場合でも、本契約上のB社の地位は、A社の承諾がなければC社に移転しない。
- オ. B社とC社は、C社を存続会社、B社を消滅会社として合併した。本契約上のB社の地位は、A社の承諾がなければC社に移転しない。

問題13 以下に示す法定地上権に関する法務課長と法務課員との会話において、法務課長の質問に対する法務課員A～Eの回答として不適切なもののは組合せは、次のうちどれか。

法務課長：当社の取引先である甲社に対する貸付金債権を担保するため、甲社が沖縄県に所有している土地に抵当権を設定したい。当該土地上に甲社が高級リゾートホテルの建設を予定している場合、法定地上権の成否にどのような影響がありますか。

法務課員A：ホテル建設前に土地に抵当権を設定すれば、抵当権実行後もホテル所有者のために法定地上権は成立しません。更地として土地の担保価値を評価しているため抵当権者が不測の損害を被ることを防止するためです。

法務課長：建設当初のホテル所有者が甲社ではなく、ホテルデベロッパー（乙社）であった場合も法定地上権は成立しませんか。

法務課員B：成立しません。当初のホテル所有者が乙社で、その後、甲社が乙社からホテルを譲り受け、土地・建物が同一人の所有に属することになったとしても、法定地上権は成立しません。

法務課長：そうすると将来的にホテルの収去を避けられない可能性があり、甲社はホテル建設前の土地への抵当権設定に対して難色を示すかもしれません。解決策はありますか。

法務課員C：甲社との土地抵当権設定契約で、当社がホテル建設を了解しホテルのための法定地上権の成立を前提として担保価値評価をした旨を規定する場合は抵当権者の利益が害されることにならないので、例外的に法定地上権が成立します。

法務課長：法定地上権の地代や存続期間はどのように定めますか。

法務課員D：土地の競落人とホテル所有者の協議によります。協議が調わなければ、地代と存続期間の双方について当事者の請求により裁判所が定めることになります。

法務課長：ほかに当社がホテル建設前に土地に抵当権を設定した場合でも、抵当権実行時にホテルの収去を回避する方法はありますか。

法務課員E：更地に抵当権が設定された後に建てられた建物を土地と一緒に競売できる一括競売という制度を利用できます。優先弁済権は土地の価額にしか及びませんが建物の収去を避けられます。

- ア. A、C
- イ. B、D
- ウ. B、E
- エ. C、D
- オ. D、E

問題14 以下に示す<事例>に基づいた場合、個人根保証に関する記述として適切なもの
の組合せは、次のうちどれか。

<事例>

甲社は乙社を賃借人として2020年4月1日付でビル建物賃貸借契約（契約期間20年）を締結した。同日、甲社は以下の担保を取得した。

「乙社の代表取締役丙との間で書面にて根保証（極度額5,000万円）契約を締結」

- A. 公正証書により契約書を作成していなければ、本根保証契約は無効である。
 - B. 丙による保証意思を表示した公正証書を作成しなければ、本根保証契約は無効である。
 - C. 丙が死亡した場合、担保すべき元本が確定するため、根保証人たる地位は相続対象とならない。
 - D. 本根保証契約の主たる債務の範囲に乙社の甲社に対する貸金債務が含まれない場合、極度額を定めなくても本根保証契約は有効である。
 - E. 本根保証契約の主たる債務の範囲に乙社の甲社に対する貸金債務が含まれない場合、本根保証契約の元本確定期日を2040年3月31日と定めても有効である。
-
- ア. A、C
 - イ. B、D
 - ウ. B、E
 - エ. C、D
 - オ. C、E

問題15 動産譲渡担保に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 動産譲渡担保の対抗要件としての目的物の引渡しは、目的物の現実の引渡しに限定される。
 - B. 債務不履行があった場合、債権者は競売手続によることなく、目的物を売却し、売却代金の中から債権を回収できるが、売却代金と債権との差額を清算しなければならない。
 - C. 動産譲渡担保権者は、担保目的とはいえ担保目的物の所有権を取得するため、被担保債権が時効により消滅したとしても、そのことのみをもって動産譲渡担保権が消滅することはない。
 - D. 動産譲渡担保権者が、動産の譲渡担保権を取得し、目的物の引渡しを受け、対抗要件を備えたとしても、当該動産を購入した第三者が即時取得の要件を満たした場合には、動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権を失う。
 - E. 在庫商品等のように、常時変動する集合物を対象として譲渡担保を設定することができるが、動産の種類、動産の保管場所等で特定する必要がある。
-
- ア. A、B
 - イ. A、C
 - ウ. B、E
 - エ. C、D
 - オ. C、E

問題16 以下の＜資料＞に基づいた場合、集合物譲渡担保に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

＜資料＞

金属部品メーカーA社は、原材料販売会社B社のA社に対する売掛債権を担保するため、A社の甲倉庫に存在する一切のA社製造による完成部品在庫に集合物譲渡担保を設定した。

- ア. A社は、集合物譲渡担保設定時に甲倉庫に存在した個々の完成部品を、B社の承諾を得ることなく通常の取引活動において顧客に販売することができる。
- イ. 集合物譲渡担保の設定後に、甲倉庫に新たに運び込まれた完成部品に関しては、別途の集合物譲渡担保設定契約を締結しなければ、B社のA社に対する売掛債権の担保目的物とはならない。
- ウ. B社が、甲倉庫に存在する完成部品在庫に対する集合物譲渡担保権を第三者に対抗できる要件の具備方法としては、A社からB社に対する占有改定による引渡しで足りる。
- エ. A社が、集合物譲渡担保設定時に甲倉庫に存在した個々の完成部品を、A社が通常の取引活動において顧客に販売し、引き渡した場合、引き渡された当該完成部品に対するB社の譲渡担保権の効力は及ばない。
- オ. A社に債務不履行があった場合、B社は、甲倉庫に存在する完成部品在庫を自ら取得することにより、債権の弁済に充てることができる。

問題17 甲社は、乙社と継続的な取引を行っているが、最近、乙社の支払が、遅れがちであることから、売掛債権の確実な回収方法として、甲社は乙社に対する売掛債権を、以前、乙社から借り入れた借入金で相殺したいと考えている。

甲社が相殺の意思表示をしたとき、相殺の効力が生ずる場合の記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 甲社の乙社に対する売掛債権について、売掛債権に対応する商品が、実際に納入されておらず、代金前払特約がなかった場合
- イ. 甲社の乙社に対する売掛債権については、既に弁済義務が到来しているが、乙社の甲社に対する貸金債権については、未だ弁済期が到来していない場合
- ウ. 甲社の乙社に対する売掛債権が、支払期日の到来前に差し押さえられ、その後、支払期日が到来した場合
- エ. 甲社から乙社への相殺の通知の中で、「本書到達後5日以内に支払わなかった場合は相殺する」という期限を付けた場合
- オ. 甲社と乙社との間で、当該債権についてお互いに相殺を禁止する旨の合意をしていた場合

問題18 債権譲渡の実務に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 債権は、原則として、譲渡することができるが、扶養請求権は譲渡することができない。
- イ. 債権譲渡契約は、譲渡人と譲受人の合意のみによって成立し、債務者が契約当事者となる必要はない。
- ウ. 債務者に対する対抗要件としての通知は、譲受人が譲渡人から代理権の授与を受けて行っても有効であり、債務者が行う対抗要件としての承諾は、譲渡人・譲受人いずれに対してなされても有効である。
- エ. 抵当権の被担保債権が債権譲渡された場合、原則として、この抵当権は債権の譲受人に移転する。
- オ. 譲渡人が個人事業主の場合でも、債権譲渡の登記によっても対抗要件を備えることができる。

問題19 即決和解に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 即決和解の申立ては、当事者の合意があれば、相手方の住所を管轄しない簡易裁判所になすこともできる。
- イ. 即決和解は金銭債務の支払だけではなく、賃貸物件の明渡しについても行うことができる。
- ウ. 即決和解にかかる費用は、和解金額にかかわらず一律の収入印紙を納付する。
- エ. 和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、直ちに通常訴訟に移行する。
- オ. 当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者が裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を事前に提出し、他の当事者が和解の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

問題20 支払督促手続に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 購入した中古車の引渡請求を目的とする支払督促申立ては、認められる。
- イ. 支払督促の申立ては、債務の履行地を管轄する簡易裁判所の書記官に対して行う。
- ウ. 支払督促申立ての審査において、証拠の提出を求められる場合がある。
- エ. 仮執行宣言付支払督促は、確定判決と同一の効力がある。
- オ. 仮執行宣言付支払督促を債務名義として強制執行する場合、執行文の付与を要する。

問題21 Aは自営業をする友人Bから「取引先Cに保証人を立てるように求められており、保証人になってほしい。」と頼まれた。以下の記述のうち、適切なものはどれか。

- ア. AはCに電話をして「Bの保証人になります」と伝えれば、AとCの保証契約は成立する。
- イ. A C間の保証契約で特別の約定がなければ、この保証契約は元本のみ保証する。
- ウ. 保証契約後、Bからの支払が滞ったため、CはAに支払を求めた。しかし、Aが連帯保証人でなければ、AはCに、まずBの財産を差し押さえるよう求めることができる。
- エ. CがBの債務を漏れなく回収するためには、Aとする保証契約は極度額を定めない包括根保証契約が望ましい。
- オ. BのCに対する債務の内容が貸付債務の場合、A C間の保証契約の締結の日前の3か月以内に、公証人がBと面談し、Bの保証意思を確認した公正証書が作成される必要がある。

問題22 A社は、B社に対する売掛債権を有しているが、支払が行われない場合、売掛債権を回収するためにA社が取り得る方法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. A社は、B社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所に訴訟を提起し、判決を取得する。
- イ. A社は、債務支払に関する公正証書の作成に応じるようにB社に要求し、強制執行が可能な内容の公正証書を作成する。
- ウ. A社は、B社の本店所在地を管轄する簡易裁判所に即決和解の申立てを行い、和解調書を取得する。
- エ. A社は、B社の本店所在地を管轄する簡易裁判所に調停を申し立て、調停を成立させた上で、調停調書を取得する。
- オ. A社は、B社の株主であるC社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所に訴訟を提起し、C社に対して支払を求める。

問題23 甲社は、乙社に対して売掛金請求訴訟を提起し、勝訴判決を得た。そこで甲社は乙社の財産に強制執行をして、債権の回収を図りたいと考えている。甲社が強制執行する場合の手続に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 甲社が乙社の不動産に対し強制執行する場合、強制競売、強制管理の方法によることになるが、これらの方針を併用することもできる。
 - B. 不動産に対する強制執行が開始され、差押えの効力が生じた時点で、債務者である乙社は、その不動産を使用収益することができなくなる。
 - C. 乙社が第三債務者に対して有する債権に対する強制執行は、執行裁判所の差押命令により行われるが、差押えの効力は、差押命令が債務者である乙社に送達されたときに生ずる。
 - D. 第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を供託することができる。
 - E. 動産に対する強制執行は、執行官が目的物を差押えることで開始されるが、債務者である乙社が占有する動産に対する差押えは、執行官がその動産を占有して行う。
-
- ア. A、B
 - イ. A、C
 - ウ. B、C
 - エ. C、D
 - オ. D、E

問題24 仮差押え・仮処分の手続に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 保全手続の審理においては、債務者の審尋を行うのが通常である。
- イ. 保全手続の審理において、債権者は、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性につき証明は必要とされず、疎明で足りる。
- ウ. 民事保全の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないで行うことができる。
- エ. 民事保全は、将来なされるべき強制執行における請求権の満足を保全するために、差し当たり現状を維持・確保することを目的とする予防的・暫定的な処分である。
- オ. 債務者に納入した商品を引き揚げることを目的とする仮処分の申立てても行うことができる。

問題25 民事再生法に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 民事再生手続は、法人のみを対象とした手続である。
- イ. 民事再生手続においては、再生手続開始決定がなされた場合でも、通常、原則として経営陣は引き続き経営を続けることになる。
- ウ. 民事再生手続においては、裁判所が管財人を選任することはない。
- エ. 民事再生手続の申立てがなされると、債務者の財産に対して既になされている強制執行は効力を失う。
- オ. 再生計画案は、再生債権者の決議に付され、再生計画についての議決権を行使できる再生債権者の人数の過半数の同意があれば、可決される。

問題26 会社更生手続に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 合名会社や合資会社も会社更生手続の対象に含まれている。
- イ. 更生手続開始の申立てをするときは、申立人は、更生手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。
- ウ. 更生手続開始の申立ては、会社債権者であれば誰でも行うことができる。
- エ. 更生手続開始の申立てがあった場合、裁判所は必ず更生手続開始の決定をしなければならない。
- オ. 更生管財人は、更生会社の取締役から選任される。

問題27 私的整理に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 私的整理は、特定の強硬な債権者が無理を通すことを避けることができ、公平な分配が期待できる点が長所とされる。
- イ. 私的整理は、法的整理手続と比べ、一般的に、費用は低廉なものになり、簡易迅速に進めることが可能である。
- ウ. 私的整理における債権者会議の議決は、債権者会議への不参加者や決議に反対した者についても拘束力を持つ。
- エ. 既に債務名義を持っている一部の債権者の1人が私的整理に協力せず、債務者の財産を差し押さえ、満足を得る行為は、債権者会議での多数決によって否認される場合がある。
- オ. 担保権者がいた場合、私的整理の債権者会議の議決によって担保権者の合意なく担保権の行使等を制限することができる。

問題28 証拠調べに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 証拠の申出は、証明すべき事実を特定すれば足り、証拠方法や立証趣旨を具体的に明示して行う必要はない。
- イ. 当事者は裁判の結果について最も深い利害関係を有する者であり、その供述は信用性に乏しいとされるため、我が国の民事訴訟法では当事者尋問は採用していない。
- ウ. 証人は、いかなる事項に関しても証言を拒絶することができる。
- エ. 証拠として私文書を提出した場合、そこに本人の署名又は押印があれば、その私文書が真正に成立したものと推定される。
- オ. 当事者が鑑定の申出をするときは、申出の際に鑑定人を指定しなければならない。

問題29 判決の効力に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 所有権に基づく所有権移転登記の抹消登記手続請求訴訟において、判決理由中の判断で原告に所有権があると認定した認容判決が確定した場合、原告の所有権の存在にまでは既判力が及ばない。
- イ. 売買契約による所有権の移転を請求原因とする所有権確認訴訟において、被告が詐欺による取消権が行使できたのに行使することなく事実審の口頭弁論が終結され、売買契約による所有権の移転を認める請求認容判決が確定した場合、前訴被告が後訴において詐欺を理由に売買契約の取消しを主張することは、前訴の既判力に抵触し許されない。
- ウ. 前訴で一部請求と明示せず勝訴判決を得た原告が、その後前訴は一部請求であったとして訴えを提起した場合、後訴の提起は前訴の既判力に抵触し許されない。
- エ. 不法行為による身体への受傷について、損害賠償の支払を命ずる判決が確定した後に、原告の後遺症が判明した場合、改めてその後遺症による損害について損害賠償の訴えを提起することは、既判力に抵触せず許される。
- オ. 将来の賃料相当損害金請求を認容する判決が確定した後に、貨幣価値ないし物価変動により認容額が不当に低額となった場合、認容額と適正な賃料額との差額に相当する損害金を追加で請求することは、既判力に抵触し許されない。

問題30 民事保全手続に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 民事保全の申立ては、本案訴訟提起の前でも後でもすることができる。
- イ. 発令された保全命令に対しては、保全異議の申立てと保全取消の申立てという不服申立てをすることができ、それらの不服申立てがなされると、別個の申立てを必要とせず当然に保全執行は一旦停止されることになる。
- ウ. 保全異議の申立て及び保全取消の申立ては、その命令を発した裁判所に申し立てる手続ではなく、いずれも上級審に不服を申し立てる手続である。
- エ. 保全異議の申立てがなされた場合、保全手続は密行性が要求される手続であるから、口頭弁論を開く必要はなく、書面審理で行うことができる。
- オ. 保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得なければならない。

問題31 保全処分を受けた場合の対処に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 保全異議は、原則として、保全命令が有効に存在する限り、いつでも申立てができる。
- イ. 保全異議の申立ては、当然に、保全命令の執行力を停止させるものではない。
- ウ. 保全取消しは、保全命令の存在を前提とし、発令後の事情変更、特別事情その他の事由により命令の取消しを求めるものである。
- エ. 保全異議又は保全取消しの申立てについての裁判に対して不服のある債権者又は債務者は、保全抗告を申し立てることができる。
- オ. 保全抗告は、いつでも申立てができる。

問題32 民事執行に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 民事執行の申立ては、口頭でも行うことができる。
- イ. 強制執行は、執行力のある債務名義の正本、又は、実印もしくは法人印が捺印された契約書、合意書に基づいて実施される。
- ウ. 担保権の実行として不動産の競売を行う場合には、債務名義が必要である。
- エ. 既に弁済をした債務について、債権者が強制執行をしてきた場合には、債務者は債権者の強制執行を阻止するために、請求異議の訴えを提起することができる。
- オ. 債権差押えの対象となっている差押債権の額が高額になるほど、債権執行の申立て手数料としての印紙代は高額になる。

問題33 準拠法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 国際物品売買契約に関する国際連合条約（以下「C I S G」）という。の適用を契約書で除外しているが、準拠法に関する定めがない場合、日本法においては、当該取引に最も密接な場所の法律を適用することとなる。
- イ. 国際取引契約において、準拠法を日本法と定め、紛争解決条項において裁判を紛争解決方法と選択した場合、日本国内の裁判所を指定しなければならない。
- ウ. 準拠法として指定する国の法律は、当事者のいずれかの国の法律でなくとも、第三国の法律を指定することもできる。
- エ. 準拠法とは、裁判や仲裁で紛争解決をする場合、契約を解釈するときの基準となる法律である。
- オ. 日本企業（日本国内に主たる事業所を有する企業）が C I S G の締約国に営業所を有する企業と国際売買契約を締結した場合、国際売買契約の準拠法に優先して C I S G が適用される。

問題34 X国とY国にそれぞれ所在する企業間の国際取引契約における紛争解決条項のドラフトを行うにあたり、「国際商事仲裁による紛争解決（以下「国際商事仲裁」という。）」か「裁判による紛争解決（以下「裁判」という。）」かを選択する際の法務部員Bの発言（下線部①～⑤）について、適切なものの組合せは、次のうちどれか。

なお、X国及びY国は外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締約国とする。

<会話>

法務部長：裁判と比較して、国際商事仲裁を選択した場合のメリット・デメリットについて検討してみましょう。

法務部員A：国際商事仲裁を選択すると、裁判で認められるような強制執行力は認められるのですか。

法務部員B：①いいえ。国際商事仲裁の仲裁判断には、強制執行力は認められません。

法務部員A：次に訴状送達についてはどうでしょうか。

法務部員B：②裁判の場合は外交ルートを通じて送達する等、手続に時間がかかることがあります。それに対して、国際商事仲裁による申立書送達は、裁判と比較して容易と言われています。

法務部員A：言語の選択についてはどうでしょうか。

法務部員B：③裁判の場合も国際商事仲裁の場合も、原則として当事者の請求により、言語の選択が可能です。

法務部員A：国際商事仲裁の場合、例えば技術的紛争のように公開になじまない事案の場合に適しているのでしょうか。

法務部員B：④はい。国際商事仲裁においては、秘密保持の観点から非公開とすることが可能です。

法務部員A：仲裁手続の選択に関して、仲裁地を第三国に定めるようなことはできるのでしょうか。

法務部員B：⑤いいえ。仲裁地を当事者が選択することはできません。

ア. ①、②

イ. ①、④

ウ. ②、③

エ. ②、④

オ. ③、⑤

問題35 以下の<事例>に基づいた場合、Incoterms及び信用状に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

<事例>

日本のX社は、米国の取引先Y社に対し、日本国内で製造した化学品を売り渡すことを合意し、売買契約を締結した。売買契約では、引渡条件はF.O.B. Yokohama Port (Incoterms 2020)、支払条件は取消不能な荷為替信用状によると定められている。

- A. 受入国までの貨物海上保険料及び海上運賃は、X社が支払う。
 - B. 海上輸送途中で目的物に生じた滅失・毀損は、Y社の負担となる。
 - C. 事例の引渡条件は、目的物滅失のリスクの負担についてはY社にとって不利な決めである。
 - D. 信用状の発行銀行は、信用状に記載された条件に合致する船積書類の呈示がある限り、発行依頼人であるY社が倒産した場合でも、信用状に基づく義務の履行を免れない。
 - E. X社の化学品のY社への引渡しにあたっては、日本国経済産業省への事前承認が必要で、当該化学品が輸入される国の定める輸入に関する法規制の適用の影響を受ける場合がある。
-
- ア. A、C
 - イ. A、D
 - ウ. B、C
 - エ. C、D
 - オ. C、E

問題36 以下に示す<事例>に基づいた場合、国際取引契約に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

日本国内で設立された家電メーカーA社は、洗濯機をドイツに輸出し、現地のDistributor B社とDistributor Agreementの締結を計画し、条件の交渉を行っている。

なお、日本法を準拠法とすることについては、合意している。

- ア. 洗濯機のDistributor Agreementにおいては、A社と現地の消費者やユーザーとの間にも売買契約が成立する。
- イ. A社とB社との間のDistributor Agreementにおいて、準拠法を日本法と定めているため、ドイツ法の強行規定は一切適用されない。
- ウ. A社とB社との間のDistributor Agreementにおいて、A社の債務不履行があった場合における損害賠償額があらかじめ定められていた場合、仮にA社の債務不履行によるB社の実際の損害が賠償予定額よりも多少低かったとしても、B社は予定額どおりの損害賠償を請求できる。
- エ. A社とB社との間のDistributor Agreementにおいて、A社のB社に対する損害賠償の責任を制限することは、公序良俗に反し無効である。
- オ. 契約当事者の支配・管理が及ばない事態の発生のため、契約当事者の一方が契約上の義務を履行できない場合、Distributor Agreementに不可抗力条項を必ず設けなければ、当該当事者が債務不履行責任を免れる余地はない。

(問題は、次のページに続きます。)

問題37 企業買収の交渉過程において、日本国で締結された以下の<資料>に示すLetter of Intentに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

<資料>

Letter of Intent

This Letter of Intent is made as of the 15 day of October 2020 by and between (“Seller”) and (“Buyer”) in respect of Buyer’s possible acquisition of all the shares and interests in ABC Corporation (“ABC”) held by Seller.

Article 1

Seller shall sell all the shares and interests in ABC subject to the following conditions being satisfied:

(中略)

Article 3

This Letter shall come into force from the date of this Letter and shall be valid for the period of three (3) months.

Article 4

The Parties agree that any information related to the performance of this Letter shall be kept strictly confidential and shall not be disclosed to any other person or entity without prior written consent of the other party.

Article 5

During the term of this Letter, Seller shall not have any discussions with anyone other than Buyer concerning the sale of any shares of ABC.

Article 6

Expenses incurred for the due diligence shall be paid by Buyer.

Article 7

This Letter shall be construed and governed by the laws of state of New York.

Article 8

This Letter is not legally binding except the Articles 4, 5, 6 and 7.

ア. 情報開示者の事前の書面による承諾を得ないまま、Letter of Intentに基づき受領した情報を第三者に開示した場合、当該開示を行った当事者は債務不履行責任を問われる場合がある。

イ. Letter of Intentは、Memorandum of Understandingとは異なり、全体について契約と同様の法的効力が生じるため、Article 8に記載どおりの効力は生じない。

ウ. SellerがBuyer以外の当事者とABC社の株式の譲渡に関する協議をBuyerの承諾なく行ったとしても、Sellerが当該当事者と守秘義務契約を締結すれば、Sellerが債務不履行責任を問われることはない。

エ. Letter of Intentに定めた有効期間については、SellerとBuyerが合意したとして

も延長することができない。

オ. Letter of Intentは、日本国で締結されたので、Article 7の規定にかかわらず、その解釈は日本法によることになる。

問題38 EU一般データ保護規則（G D P R）に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. G D P Rが定義する個人データの主体である識別可能な自然人には、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって直接的又は間接的に、識別され得る者も対象とされている。
- イ. EUは、日本国を、個人の権利利益を保護する上で同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として認定している。
- ウ. G D P RにおけるE E A域外への個人データの移転の枠組みとして、標準契約条項を締結することによる枠組みと拘束的企业準則に基づく移転が許容されている。
- エ. E E A域外に所在するデータ主体に関する個人データについては、G D P Rの適用はない。
- オ. EUは、米国商務省による認証を受けた米国企業に移転される個人データに関するいわゆるデータプライバシーフレームワークについて十分性を認定し、EUから米国への個人データの移転が認められるようになっている。

問題39 各国の輸出管理規制及び貿易規制に関する記述として明らかに不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 日本における外国貿易の管理の規制は、従来の輸出自由の原則から輸出禁止の原則へと変遷している。
- イ. 特定の国で製造された製品の原産地国がどこの国であるのかを決定するために一般的に使用されている基準として、国産化率による決定が挙げられる。
- ウ. 世界貿易機関（W T O）は国際的機関であり、その目的の1つとして、国際通商問題に関する共通のルール作りがある。
- エ. 自由主義国と共産国とのいわゆる東西冷戦の終結後、それまでの対共産圏輸出統制委員会（C O C O M）に代わり、新たに締結された輸出管理機構設立に関する協約をワッセナー協約という。
- オ. 米国では、国際緊急経済権限法（I E E P A）が輸出管理を包括的に規制している。

問題40 国際取引に関する法務部員甲と法務部員乙の以下の会話のうち、下線部 A～Eについて適切なものの組合せは、次のうちどれか。

甲：現在、社内から米国ニューヨーク州に所在する会社との取引契約に関して、先方から送付されてきた契約テンプレートに関する相談が寄せられています。私は国際契約を担当するのが初めてですので、乙さんからあらかじめ注意点を確認しておきたいと思いました。

乙：現在は、交渉上、どのような段階でしょうか。

甲：秘密保持契約を締結した上で、過去半年にわたって取引内容について交渉を続けてきていたようなのですが、取引条件について大筋で合意の方向が見えてきたようです。

乙：(A) 秘密保持契約が締結されていれば、こちらから開示した秘密情報は全て法的に保護されていると考えよいと思います。

甲：同時に先方から契約書のテンプレートが送られてきたのですが、留意点はありますか。

乙：おそらく先方の契約テンプレートでは準拠法は日本法ではないと思いますので、確認が必要です。できれば日本法に修正する方向で交渉も必要になると思います。(B) 米国の場合、契約関係を規律する法律は各州法ですから、その確認が必要でしょう。

甲：米国での裁判を紛争解決手段とする規定があった場合に修正しないでそのまま受け入れることはリスクが高いでしょうか。

乙：はい。米国において紛争解決を裁判によることにした場合、費用及び判決額が高額になる傾向にありますね。(C) 紛争解決条項としては、先方が送ってきた契約テンプレートにEntire Agreementという規定があると思いますので、確認してみましょう。また、(D) 米国の法制度においては、日本には存在しない制度として、懲罰的損害賠償制度、ディスカバリー制度、陪審制度などがあります。

甲：紛争解決にかかる費用が高額にならず、妥当な解決を導ける手段はないでしょうか。

乙：(E) 費用が高額にならず、妥当な紛争解決方法としては、ディスカバリーが考えられると思います。

- ア. A、B
- イ. A、E
- ウ. B、C
- エ. B、D
- オ. C、D